

久山町

高齢者福祉のしおり

ひ ととひとが さ えあう や さしい ま ち



福祉課

目 次

I 久山町役場福祉課の事業

1 見守り事業

- (1) 老人世帯巡回員 P 1
- (2) 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク
- (3) 緊急通報システム P 2
- (4) 配食サービス
- (5) 避難行動要支援者登録 P 3

2 生活支援

- (1) 紙おむつ等支給 P 4
- (2) はりきゅう施術費の補助
- (3) 住みよか事業 P 5

3 外出支援・社会参加

- (1) ふれあいスクール P 6
- (2) 地域デイサービス
- (3) わくわく茶わ会 P 7
- (4) 敬老事業への補助
- (5) 敬老祝い金 P 8
- (6) シニアチャレンジ応援事業
- (7) シニアクラブ（老人クラブ） P 9
- (8) シルバー人材センター

II 久山町社会福祉協議会の事業

社会福祉協議会の取り組み

- (1) ふれあい・いきいきサロン P 10
- (2) ひとり暮らしを励ます会
- (3) 高齢者等見守り事業 P 11
- (4) 移送サービス（車両貸し出し）
- (5) 介護用品の貸し出し P 12
- (6) 生活福祉資金貸付事業 P 13
- (7) 日常生活自立支援事業 P 14
- (8) 法人後見事業 P 15
- (9) 高齢者への祝い品の贈呈
- (10) 久山サン・シー（3C）事業 P 16
- (11) 心配ごと相談

III その他

1 連絡先

P 17

2 基本チェックリスト

裏表紙

1 見守り事業

(1) 老人世帯巡回員の派遣

対象者	①65歳以上 ②ひとり暮らし又は65歳以上の者のみの世帯
内容	老人世帯巡回員が対象の家庭を訪問し、健康状態や生活状態を確認し、町長に報告します。 また、必要があると判断したときは、地域の民生委員児童委員にも情報を提供することがあります。
申込方法	所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。
注意点	巡回員はホームヘルパーではありませんので、お掃除のお手伝いやお買い物代行等は行うことができません。

(2) 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークへの登録

対象者	久山町内に居住する認知症の方
内容	徘徊などにより行方不明となったとき、協力事業者・協力サポーターにメールで一斉配信し、可能な範囲で捜索に協力していただくことで、早期発見・早期保護につなげます。 申し込みの際に提供いただきました個人情報、福祉課及び粕屋警察署で共有します。
申込方法	所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。 登録の際に対象者の顔写真（電子データ）が必要となります。携帯電話等で撮っていただいた写真をメール等で提出いただくようお願いしています。
注意点	対象者が行方不明になった際は、本事業の協力サポーターに顔写真を含む行方不明者情報がメール送信されます。 メールは、福岡市、宗像市、福津市、古賀市及び糟屋郡の協力サポーター、協力事業者にも送信されます。

徘徊高齢者の早期発見のため協力サポーターを募集しています。

ご協力いただける方は、support@req.jpに空メールを送信してください。

件名・本文は不要です。

携帯電話の機種によっては、登録いただけないことがあります。

(3) 緊急通報システムの貸与



対 象 者	①65歳以上 ②ひとり暮らし又は65歳以上の者のみの世帯
内 容	急病や事故（階段からの転落、風呂場での転倒 等）に陥った際に、すぐに通報できるように装置を貸与します。申し込みの際に提供いただきました個人情報、事業を委託している事業者と共有します。
申 込 方 法	所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。
注 意 点	申し込みの際に協力員（緊急時に駆け付けることができる方）の登録が必要となります。協力員は、基本的にはご家族やご親族での登録をお願いしていますが、近隣にいらっしゃらないときは地域の民生委員児童委員やご近所の方が協力員となることがあります。機器の紛失や故意による機器の故障があった際には実費費用が委託事業者から請求されますので、機器は大切に取り扱いってください。
対 象 外 の 自 費 利 用	設置にかかる工事費や毎月の使用料が発生します。料金は委託事業者への確認が必要となるため福祉課までご相談ください。

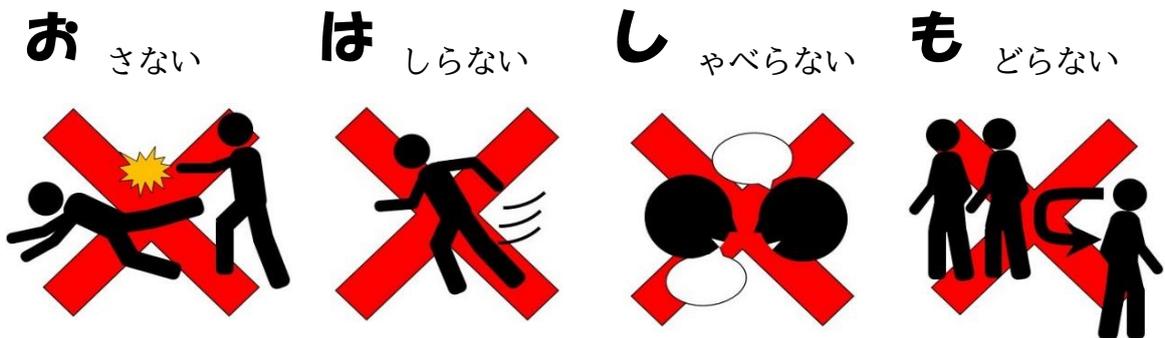
(4) 配食サービス

対 象 者	①65歳以上 ②ひとり暮らし又は65歳以上の者のみの世帯 上記①②の要件に該当し、要支援又は要介護の認定を受けている方で、調理が困難な方
内 容	1日2回（昼、夜）に栄養バランス考慮して調理された食事を居宅に配達し、その際に安否確認も行います。申し込みの際に提供いただきました個人情報、事業を委託している事業者と共有します。
申 込 方 法	所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。
自 己 負 担	町の補助（1食250円）を除いた金額
注 意 点	お弁当はおかずのみの注文もできます。配達を希望する曜日や時間（昼夜）は指定することができますが、急な追加やキャンセルは受けられないことがあります。
対 象 外 の 自 費 利 用	事業者の指定する方法で申し込むことができます。

(5) 避難行動要支援者登録

<p>対 象 者</p>	<p>1. 生活の基盤が自宅にある者で次のいずれかに該当する者 (1) 介護保険法による介護認定が、要介護3以上の者 (2) 身体障害者手帳が、1, 2級の者 (3) 療育手帳が、A判定である者 (4) 精神障害者保健福祉手帳が、1級である者 2. 生活の基盤が自宅にある者で、次のいずれかに該当し、かつ、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難行動要支援者である旨を町長に申し出た者 (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者で、介護保険法による介護認定が、要支援1, 2又は要介護1, 2である者 (2) 75歳以上の一人暮らしの者 (3) 75歳以上の者のみで構成された世帯に属する者 (4) 上記に準じる状態若しくは生活の状態等から支援が必要であると町長が認めた方</p>
<p>内 容</p>	<p>災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、避難困難者の円滑かつ迅速な避難の確保のために、それぞれの地域において避難支援等を受けることができる制度です。 各行政区の自主防災組織、消防団、民生委員児童委員、社会福祉協議会等と情報を共有し、避難支援にあたります。</p>
<p>申 込 方 法</p>	<p>所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。</p>
<p>注 意 点</p>	<p>本制度は、自助・共助をもとに制度設計されていますので、役場や地域の支援を確約するものではありません。</p>

避難訓練や実際に避難される際のきまりです。



2 生活支援

(1) 紙おむつ等支給

対 象 者	①65歳以上 ②介護保険法による介護認定が、要介護3以上 上記①②の要件に該当する、在宅生活している方
内 容	介護者等の経済的負担を軽減するために、紙おむつ等の介護用品を6,000円以内で支給します。 申し込みの際に提供いただきました個人情報、事業を委託している事業者と共有します。
申 込 方 法	所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。
自 己 負 担	6,000円まで町が補助します。(役場指定業者) 6,000円を超えたときは自費での支払いとなります。
注 意 点	紙おむつ、尿取りパッド、紙パンツで希望する商品を業者が配達します。

(2) はりきゅう施術費の補助

対 象 者	久山町に在住する70歳以上の方
内 容	はり又はきゅうの施術費の補助として、1回につき1,000円を月2回まで支給します。 集中施術によって、治療効果が期待できると医師が証明するものについては、月5回(年間最大30回)まで補助します。
申 込 方 法	所定の申込申請書に記入いただき、領収書を添えて福祉課まで提出してください。
自 己 負 担	施術の都度、自費にて全額をお支払いいただき、その後にひと月分をまとめて申請してください。
注 意 点	はり及びきゅうの施術者は、以下のいずれかに該当する者による施術が補助対象となります。 ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条の規定によるはり師免許、きゅう師免許を受けている者 ② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則第24条の規定による届出を行った者

(3) 住みよか事業

<p>対 象 者</p>	<p>次のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 久山町内に居住している方 2. 次に掲げるいずれかに該当する方又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険法による介護認定が、要支援又は要介護 (2) 身体障害者手帳の1, 2級に該当する者又はそれ以外の者で、補装具として車椅子等の交付を受けており、町長が特に必要と認めた方 (3) 療育手帳の障害の程度欄に「A」と表示された者又は療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、知的障害者更生相談所又は専門医(以下「児童相談所等」という。)の判定又は診断により知能指数35以下と認められる方 (4) 児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障害者手帳の3級に該当する方 3. 上記1及び2に該当する者にあつては、次に掲げるいずれかが住宅改造を認めた方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 久山町地域ケア会議 (2) 福岡県高齢者等住宅改造アドバイザー派遣相談事業実施要領に定める住宅改造アドバイザー (3) 住宅改造に十分な知識を有する介護支援専門員 (4) その他、住宅改造に専門的知識を有する者で、町長が適当と認める方 4. 生活保護世帯又は当該世帯生計中心者の住民税及び前年所得税課税年額が非課税の世帯に属する方
<p>内 容</p>	<p>玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面台、台所等在宅の高齢者等が利用する部分に関する住宅改造で、当該高齢者等の自立を促し、日常生活の利便を図り、又は介護者の負担が軽減される改造につき、300,000円を補助します。 申し込みの際に提供いただきました申請書等の書類は福岡県に進達し、福岡県の審査を経て決定されます。</p>
<p>申 込 方 法</p>	<p>所定の申込申請書に記入いただき、下記の書類を添えて福祉課まで提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①見積書の写し ②改造を要する部分の工事写真 ③(借家・借間の場合)住宅改造承諾書
<p>自 己 負 担</p>	<p>補助を超える金額については自費となります。</p>
<p>注 意 点</p>	<p>介護保険や障害福祉サービスの住宅改修に該当する工事が含まれるときは、その分を除外した分が対象となります。</p>

3 外出支援・社会参加

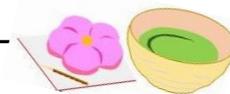
(1) ふれあいスクール

対象者	①65歳以上 ②介護保険法による介護認定を受けていない者又は介護認定を受けているがサービスを利用していない方 上記①②の要件に該当する、久山町に在住している方
内容	在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するために社会福祉協議会で実施する通所サービスに週1日参加する。 申し込みの際に提供いただきました個人情報は、社会福祉協議会と共有します。
申込方法	所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。
自己負担	参加費400円と昼食代の実費を社会福祉協議会にお支払いいただきます。
注意点	感染症等の状況により、昼食を休止することがあります。 会場（久山会館）とご自宅への送迎があります。

(2) 地域デイサービス

対象者	①65歳以上 ②厚生労働省が作成した基本チェックリスト（裏表紙に掲載しています。）で事業該当となった方 上記①②の要件に該当する、久山町に在住している方
内容	各行政区の公民館で定期的に行われている介護予防に関する講座や運動に参加し、介護保険の利用に至らない心身ともに健康な身体づくりに参加する。
申込方法	福祉課までお申し出ください。地域包括支援センター職員が基本チェックリスト等でサービス対象者が確認します。
注意点	各行政区で実施されている会場（公民館、集会所）までの送迎はございません。

(3) わくわく茶わ会



対 象 者	①60歳以上の認知症の方 ②①の家族 ③60歳以上の方 上記①②③のいずれかの要件に該当する、久山町に在住している方
内 容	認知症の方及びその家族、地域住民、医療介護関係者等の誰もが参加し、集うことができる場所を月3回開催します。申し込みの際に提供いただきました個人情報、事業を委託している事業者と共有します。
申 込 方 法	地域包括支援センターまでご相談ください。
自 己 負 担	参加費100円を参加日にお支払いいただきます。
注 意 点	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、お茶と茶菓子の提供を休止しています。 会場（ヘルスC&Cセンター）までご自身で来場できる方（送迎はありません。）に限ります。

(4) 敬老事業への補助

対 象 者	75歳以上で久山町に在住している方
内 容	各行政区で実施される敬老事業について、75歳以上の人数にあわせた補助金を支給しています。
申 込 方 法	各行政区の区長が福祉課に申し込みをします。
注 意 点	個人や行政区以外の団体への補助はしていません。

(5) 敬老祝い金

対象者	①88歳 ②100歳 ③101歳以上 上記①から③のいずれかに該当する久山町に在住している方
内容	敬老のお祝いとして、町からお祝い状とお祝いの品を贈らせていただきます。 ①88歳 : 5,000円相当の品 ②100歳 : 50,000円相当の品と国、県からのお祝い状 ③101歳以上 : 20,000円相当の品
申込方法	申請は不要です。
注意点	各年齢区分とも、当該年度末までに年齢に達する者が対象となります。

(6) シニアチャレンジ応援事業



対象者	70歳以上で久山町に在住している方
内容	閉じこもりがちな高齢者に新たな趣味にチャレンジいただき、外出を促進するために町内の提携事業所で使用できる500円相当のクーポン券と、移動手段となるイコバスの無料券を支給します。
申込方法	所定の申込申請書に記入いただき、福祉課まで提出してください。
自己負担	クーポン券の補助額を超える利用料金
注意点	一度に2枚以上のご利用はできません。 追加交付はありません。



(7) シニアクラブ（老人クラブ）

対 象 者	各行政区で異なります。
内 容	社会奉仕活動、健康づくりを進める活動、自らの生きがいを高める活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行い、高齢期の生活を健康で豊かなものにするを目的としています。
申 込 方 法	お住まいの行政区のシニアクラブ役員に申し出いただくか、社会福祉協議会（シニアクラブ事務局）までご連絡ください。
自 己 負 担	社会福祉協議会までご確認ください。
注 意 点	—

(8) シルバー人材センター

対 象 者	60歳以上で久山町に在住している方
内 容	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献することを目的としています。
申 込 方 法	久山町シルバー人材センターまでご連絡ください。
自 己 負 担	会費（年額）があります。 ①継続会員：2,000円 ②新規会員：4～9月に入会 2,000円 10～3月に入会 1,000円
注 意 点	—

4 社会福祉協議会の取り組み

(1) ふれあい・いきいきサロン

対 象 者	どなたでも参加いただけます。
内 容	高齢者やボランティアなどが一体となって、体操やレクリエーション活動などを行うことで参加者同士の交流の場・仲間づくりの場になっています。
申 込 方 法	社会福祉協議会までご連絡ください。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	サロンによって会費が必要な場合があります。 社会福祉協議会までご確認ください。
注 意 点	開催日、会場は各サロンで異なります。 社会福祉協議会までご確認ください。

(2) ひとり暮らしを励ます会

対 象 者	民生委員児童委員が見守りをしているひとり暮らし高齢者
内 容	ひとり暮らしの高齢者の方を対象に食事会とバスハイクを年に1回ずつ行うことで、参加者同士や民生委員児童委員の方々との交流の場となっています。
申 込 方 法	社会福祉協議会又は見守りいただいている民生委員児童委員までご連絡ください。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	参加費が必要になります。 社会福祉協議会までご確認ください。
注 意 点	—

(3) 高齢者等見守り事業

対 象 者	①ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯 ②障がい者世帯 ③ひきこもり世帯 上記①から③のいずれかに該当する世帯で、見守りを希望される世帯
内 容	日頃からの訪問や、近隣からの普段の生活の気づきをもとに情報収集を行い、関係機関等と連携しながら地域のみなさんと一緒に見守りをを行います。
申 込 方 法	社会福祉協議会までご連絡ください。
管 理 機 関	社会福祉協議会と見守り活動を行っていただける方で管理します。
自 己 負 担	ありません。
注 意 点	—

(4) 移送サービス（車両貸し出し）

対 象 者	車いすを利用されている方を通院や外出のために移送する必要がある方
内 容	車いすでの乗降が可能なスロープ付きの軽自動車を貸し出します。
申 込 方 法	社会福祉協議会までご連絡ください。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	利用距離に応じて利用料をいただきます。 最初の5 km 500円（以降5 kmごとに100円）
注 意 点	車両の貸し出しのみになります。

(5) 介護用品の貸し出し

対象者	介護用品の利用が必要な方
内容	以下の介護用品の貸し出しを行います。 ①車いす ②シルバーカー ③杖 ④多脚杖
申込方法	社会福祉協議会までご連絡ください。
管理機関	社会福祉協議会で管理します。
自己負担	ありません。
注意点	原則1ヶ月以内の貸し出しとなります。 1ヶ月以上の貸し出しを希望される際は社会福祉協議会までご相談ください。

★介護用品貸し出し一覧★



① 車いす



② シルバーカー



③ 杖



④ 多脚杖

(6) 生活福祉資金貸付事業

<p>対 象 者</p>	<p>①低所得者 ②障がい者 ③高齢者世帯 上記①から③のいずれかに該当する方又は世帯で、生活資金にお困りの方</p>
<p>内 容</p>	<p>下記資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図ります。</p> <p>(1) 総合支援資金 日常生活全般に困難を抱えている失業者などの生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸し付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金</p> <p>(2) 福祉資金 低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、日常生活を送るうえで、または自立支援に資するために一時的に必要であると見込まれる費用</p> <p>(3) 緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</p> <p>(4) 教育支援資金 低所得世帯に属する方が、高等学校、大学または高等専門学校に入学・就学するのに必要な経費</p> <p>(5) 不動産担保型生活資金 低所得または要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</p>
<p>申 込 方 法</p>	<p>社会福祉協議会までご連絡ください。</p>
<p>管 理 機 関</p>	<p>久山町社会福祉協議会と福岡県社会福祉協議会で管理します。</p>
<p>自 己 負 担</p>	<p>ありません。</p>
<p>注 意 点</p>	<p>本事業は、福岡県社会福祉協議会が行っている貸付事業となり、久山町社会福祉協議会はその窓口となります。</p>

(7) 日常生活自立支援事業

対 象 者	①認知症高齢者 ②知的障がい者 ③精神障がい者 上記①から③の理由により日常生活でお困りの方 (療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていることや、 認知症と診断を受けている方に限らずご利用いただけます。)
内 容	対象者の権利を擁護することを目的として、自立した地域生活が送れるように福祉サービスの利用援助を行います。 【主な内容】 (1) 福祉サービス利用のお手伝い 福祉サービスの利用・中止の手続き、情報提供、苦情解決制度の利用手続きなど (2) 日常的な金銭の管理 預貯金の払い戻し・解約・預け入れ、公共料金などの支払い (3) 大切な書類等のお預かり 通帳、印鑑、証書類などの預かりと保管
申 込 方 法	社会福祉協議会までご連絡ください。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	相談は無料です。 利用契約後は利用料が発生します。
注 意 点	—

(8) 法人後見事業

対 象 者	認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方で、(7)日常生活自立支援事業をご利用の方
内 容	親族または弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職後見人などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、社会福祉協議会が成年後見人、保佐人、もしくは補助人になります。
申 込 方 法	社会福祉協議会までご連絡ください。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	成年後見制度に基づく費用が発生します。
注 意 点	—

(9) 高齢者への祝い品の贈呈

対 象 者	99歳（当該年度）になられる久山町在住の方
内 容	99歳（白寿）のお祝いとして社協からお祝い状とお祝いの品を送らせていただきます。
申 込 方 法	申請は不要です。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	ありません。
注 意 点	当該年度末までに年齢に達する者が対象となります。

(10) 久山サン・シー（3C）事業

対 象 者	支え合いが必要な高齢者等
内 容	寄付された花を小・中学生の協力によりプランターに植えてもらい、高齢者等に配布し、住民同士の交流をめざす事業です。
申 込 方 法	社会福祉協議会までご連絡ください。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	ありません。
注 意 点	—

※ サン・シー（3C）事業とは、Community（地域）、Casual（さりげない）、Connection（繋がり）の頭文字からとった言葉で、地域社会から孤立することなく安心して生活を送ることができるよう、各家庭へプランター等を配布（貸与）する事業になります。

(11) 心配ごと相談

対 象 者	久山町在住の方
内 容	弁護士による日常生活上の多様な相談を受けることができます。 相談日は毎月第3木曜日午前10時から12時まで久原財産区会館（久山町久原2606-2）で行っています。
申 込 方 法	社会福祉協議会に事前予約が必要です。
管 理 機 関	社会福祉協議会で管理します。
自 己 負 担	ありません。
注 意 点	原則一人20分間の相談になります。 相談にかかる秘密は固く守られます。

5 連絡先

久山町役場

TEL：092-976-1111

福祉課

高齢者福祉、介護保険、障がい者福祉、児童福祉等に関すること
地域包括支援センターは福祉課内にあります。

産業振興課

消費生活（詐欺、悪徳業者等）に関すること

町民生活課

国民健康保険、後期高齢者医療制度、年金に関すること

久山町社会福祉協議会

TEL：092-976-3420

シニアクラブ、ボランティア連絡協議会に関することもこちらになります。

久山町シルバー人材センター

TEL：092-976-1498

粕屋警察署

TEL：092-939-0110

オレオレ詐欺等の犯罪かなと思ったらご相談ください。

※久山交番に御用の際もこちらにお電話ください。

困りごと相談室（福岡県自立相談支援事務所）

TEL：092-938-3001

家計、お金（借金、ローン等）、就労、生活全般に関する困りごとに対し、
相談できます。

相談は無料です。

月曜日から金曜日の午前9時30分から17時30分まで（祝日も開所してます。）

6 基本チェックリスト

質問の分類	質問項目	該当する方に○ をお付けください	
		0.はい	1.いいえ
生活機能全般	1 バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
	2 日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ
	3 預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
	4 友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
	5 家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
運動器の機能	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
	8 15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
	9 この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
	10 転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
栄養状態	11 6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
	12 BMIが18.5未満ですか(BMIの求め方は下記の(注)をご覧ください。)	1.はい	0.いいえ
口腔機能	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
	15 口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
閉じこもりの傾向	16 週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
認知機能	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
こころの健康状態	21 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
	22 (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
	23 (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
	24 (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
	25 (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注)BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

次のいずれかに該当された方は地域包括支援センターにご相談ください。

- ① No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
- ② No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
- ③ No.11～12の2項目のすべてに該当
- ④ No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
- ⑤ No.16に該当
- ⑥ No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) ・この表における該当 (No.12を除く。)とは、回答部分に「1.はい」又は「1.いいえ」(色つき)に該当することをいう。

・この表における該当 (No.12に限る。)とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合をいう。